### 広報くにみ

# お知らせ版

5<sub>月</sub>24<sub>日号</sub>

編集・発行 国見町総務課

# **営智** 農業用水路に刈草などのゴミを流さないでください

プリー 草、剪定枝、使用済ビニールなどが農業用水路につまり、水があふれてしまう事案が発生しています。 あふれた水が周辺の道路や農地、住宅などに被害を及ぼすこともありますので、適正な処理を行い、水路 に刈草などのゴミが流れないよう十分に注意してください。

⑥ 住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116·産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986・建設課管理係 ☎ 585-2972

### お知【町内被災商工事業者向け】

令和 4 年福島県沖地震中小企業等グループ補助金説明会 & 個別相談会

見町商工会では、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震で被災した事業者に対して、「施設・設備等の復旧費用」を補助するグループ補助金の説明会と個別相談会を開催します。

- ■日時 令和4年6月6日月
  - ・午前の部 9時~正午
  - ・午後の部 1時~4時
- ■場所 国見町商工会館 3 階会議室
- **■対象** 町内被災商工業事業者
- ■主催 国見町商工会
- ※事前に参加申込書の提出が必要です。
- 詳しくは国見町商工会 (☎ 585-2252) まで問い合わせください。

# **営智** 令和 4 年度「歯っぴいライフ 8020」の募集

8020 運動とは、「80 歳で 20 本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする 8020 運動の一環として、福島県と福島県歯科医師会が、現在十分機能している歯を 20 本以上保持している 80 歳の方に認定証を交付するものです。該当する方は奮って応募ください。なお、今年度より対象が「その年度の 6 月 30 日時点で 80歳の方」に変更になっています。

### ■対象者

- ①福島県内に住民票があり、かつお住まいの方
- ②昭和 16 年 7 月 1 日から昭和 17 年 6 月 30 日の間に生まれた、令和 4 年 6 月 30 日時点で 80 歳の方 ③十分に機能している自分の歯が 20 本以上ある方
- ■募集期間 令和4年6月1日火~6月30日困まで
- ■応募方法

募集期間中に最寄りのかかりつけ歯科医(福島県歯科医師会会員)に応募することを申し出て、歯と口の健診を受けてください。健診は無料です。

### ■認定証の交付

所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ 8020」の認定証を交付します。なお、認定証については福島県歯科医師会から郵送します。(令和4年11月8日前後を予定)

圓福島県保健福祉部健康づくり推進課 ☎ 521-7640

福島県歯科医師会

**5** 523-3266

※または最寄りのかかりつけ医歯科医院にお尋ねください。

## ま型 クリーンアップ作戦及び道路愛護活動を中止します

**★**「型コロナウイルス感染防止の観点から、7月上旬に予定していた町内一斉のクリーンアップ作成及び8月に予定していた道路愛護活動を中止します。なお、各町内会での自主的な同様の活動を実施する場合は、感染防止対策を徹底していただきますようお願いします。

圓建設課管理係 ☎ 585-2972

# <sup>お知</sup> ウクライナ避難者支援について

見町が連携している「ふくしま田園中枢都市圏」では、ウクライナから避難を余儀なくされた方への支援を 行っています。詳細については問い合わせ先までご確認ください。

**圓**企画調整課総合政策係 ☎ 585-2217

### お知国見

### 国見町農林振興事業(野生鳥獣被害防止資材購入支援事業)のお知らせ

見町鳥獣被害防止計画に記載されている対象鳥獣のうち、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びハクビシンによる農作物や農業用施設等への被害を防止するため、電気柵を設置する生産者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ■事業内容

- ・電気柵の設置に要する資材購入費の補助です。
- ・施設は5年以上の使用に耐える新品を使用してください。
- ・新規設置の電気柵に限ります。
- ・補助対象者は、国見町内に居住している生産者とします。
- ・近隣農用地の生産者と共同での設置を検討し、できるだけ広い範囲で設置をお願いします。

#### ■町補助事業対象条件

・交付の対象経費及び補助率

対象経費	補助率
電気柵の設置に係る資材購入費	① <b>農業用地の場合</b> 対象経費の3分の2以内で限度額は <b>50,000円</b>
	②家庭菜園の場合 対象経費の3分の1以内で限度額は30,000円

#### ■交付対象の農地 町内の農業用地もしくは家庭菜園

#### ■申込方法

産業振興課に備え付けの申請用紙に、申込者氏名と計測した設置予定距離数等を記入のうえ、下記の書類を提出してください。

#### ■提出書類

見積書、カタログ、設置予定場所の位置図

※令和4年4月以降で既に設置している場合は、領収書の写し等、資材購入に係った経費を証する書類を提出

### ■その他注意事項

- ・令和5年3月までに設置を完了し、町の確認検査を受ける必要があります。
- ・完了報告書を町に提出する際、設置後の現場が確認できる写真の添付が必要です。
- ・申請は原則として生産者1名につき、同一年度内において1回までとします。